

市町村森林整備計画制度等の運用について

平成3年7月25日 3林野計第305号
林野庁長官より各都道府県知事あて
最終改正
〔令和3年9月30日 3林整計第296号〕

市町村森林整備計画制度等の運用については、「森林法及び分収造林特別措置法の一部を改正する法律の施行について（市町村森林整備計画制度関係）」（昭和58年10月1日付け林野計第468号農林水産事務次官依命通達）によるほか、下記の事項に留意されたい。

なお、この通達の施行により、「森林計画制度の運用について」（昭和58年10月1日付け林野計第469号林野庁長官通達）は、廃止する。

おって、貴管下の市町村その他関係者への周知方よろしく願いたい。

記

第1 市町村森林整備計画制度

1 市町村森林整備計画の計画事項等について

計画事項については、次の点に留意し、市町村の実情に即して計画するものとする。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の5第2項第1号の「伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的事項」においては、森林整備の基本方針、森林施業の合理化に関する基本方針等を定めるものとする。

森林整備の基本方針については、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨として、各市町村の自然的、社会的な特質、森林の有する公益的機能の発揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等を踏まえ、例えば、水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能ごとに、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を記載するとともに、これらの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための伐採、造林、保育等森林整備の基本的な考え方とこれらの森林整備の推進方策に係る基本的な考え方を定めるものとする。

- (2) 法第10条の5第2項第2号の「立木の標準伐期齢、立木の伐採の標準的な方法その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）」においては、樹種別の立木の標準伐期齢、立木の伐採（主伐）の標準的な方法その他必要な事項を定めるものとする。

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、皆伐（主伐のうち択伐以外のものをいう。以下同じ。）及び択伐（主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が

人工造林による場合にあっては40%以下)であるものをいう。以下同じ。)の別に定めるものとする。

なお、立木の伐採のうち主伐とは、更新を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐とする。

また、皆伐によるものについては、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設けるものとする。

集材の方法については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)に即した方法で行う旨定めるものとする。

- (3) 法第10条の5第2項第3号の「造林樹種、造林の標準的な方法その他造林に関する事項」においては、人工造林及び天然更新に関する事項のほか、その他造林に関する事項として、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び所在、法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準その他必要な事項を定めるものとする。

人工造林に関する事項は、人工造林の対象樹種、人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数等人工造林の標準的な方法並びに伐採跡地の人工造林をすべき期間について定めるものとする。

天然更新に関する事項は、天然更新の対象樹種、天然更新の対象樹種の期待成立本数、天然更新補助作業の標準的な方法(伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法を含む。)等天然更新の標準的な方法及び伐採跡地の天然更新をすべき期間について定めるものとし、天然更新は、天然更新の対象樹種がその期待成立本数に10分の3を乗じて得た本数以上成立すると見込まれる状態となることにより完了する旨を定めるものとする。

なお、天然更新の対象樹種については、後継樹として更新の対象とする高木性の樹種に限るとともに、対象樹種のうちぼう芽(根株における発芽をいう。)による更新が可能なものを区分して定めるものとする。

- (4) 法第10条の5第2項第4号の「間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準」においては、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法、保育の種類別の標準的な方法その他必要な事項を定めるものとする。

なお、間伐とは、森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う旨を定めるものとする。

- (5) 法第10条の5第2項第5号の「公益的機能別施業森林区域及び当該公益的機能別施業森林区域内における施業の方法その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項」においては、公益的機能別施業森林区域(法第5条第2項第6号に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。以下同じ。)及び当該区域内における施業の方法を、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下「水源涵養機能維持増進森林」という。)、土地に関する災害の防止及び土壌の保

全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林の別に定めるとともに、その他必要な事項を定めるものとする。

水源涵養機能維持増進森林においては、伐期の間隔の拡大を図る森林施業を推進する旨を定めるものとする。

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林においては、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業、それ以外の森林については複層林施業を推進する旨を定めるものとする。ただし、適切な伐区の配置等により、一部を皆伐しても維持増進を図るべき公益的機能を発揮することができる森林は、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいう。以下同じ。）を行った上で皆伐することも可能であり、この場合、当該森林を長伐期施業を推進すべき森林の区域として定めるものとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等の保持が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進すべきものについては、その旨を定めるものとする。

このほか、公益的機能別施業森林の整備に関する事項とあわせて、必要に応じて、法第10条の5第3項第4号の「その他森林の整備のために必要な事項」として、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法を定めるものとする。また、当該区域のうち、自然的条件や社会的条件等を勘案し、特に効率的な施業が可能な森林については、その区域及び当該区域内における施業の方法について定めるものとする。

- (6) (5)の事項を定めるに当たっては、森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づき、市町村が経営管理権（同法第2条第4項に規定する経営管理権をいう。以下同じ。）を取得し、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権（同条第5項に規定する経営管理実施権をいう。以下同じ。）を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林について市町村が自ら経営管理を実施する制度（以下「森林経営管理制度」という。）による経営管理権又は経営管理実施権の設定見込み等の状況を考慮し、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域において定める森林施業等の確実な実施が図られるよう努めるものとする。
- (7) 法第10条の5第2項第6号の「委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項」においては、森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針のほか、森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策、森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項、森林経営管理制度の活用に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

- (8) 法第10条の5第2項第7号の「森林施業の共同化の促進に関する事項」においては、森林施業の共同化の促進に関する方針のほか、施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項その他必要な事項を定めるものとする。

なお、「森林施業の共同化」とは、間伐、保育等の森林施業の推進について、森林所有者等（法第10条の7に規定する森林所有者等をいう。以下同じ。）の間で施業の実施時期や実施方法について調整を行い、複数の森林所有者等が森林施業を集約化し、それを一体として効率的に行うことをいう。

- (9) 法第10条の5第2項第8号の「作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項」においては、効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム（車両系作業システム又は架線系作業システムをいう。以下同じ。）に関する事項、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項、作業路網の整備に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムは、林地の傾斜区分や作業システムに応じた路網密度の水準について定めるものとする。

なお、作業路網とは、基幹路網及び細部路網を、基幹路網とは、「林道規程」（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）に規定する林道及び「林業専用道作設指針の制定について」（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）に規定する林業専用道を、細部路網とは、「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）に規定する森林作業道を、それぞれいうものとする。

また、「その他森林の整備のために必要な施設」には、山土場等木材の合理的な搬出等をするための諸施設が該当するものとする。

- (10) 法第10条の5第2項第9号の「鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止に関する事項」においては、鳥獣害防止森林区域（法第5条第2項第9号に規定する鳥獣害防止森林区域をいう。以下同じ。）及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法を当該区域において対象とされている鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）の別に定めるとともにその他必要な事項を定めるものとする。
- (11) 法第10条の5第2項第10号の「森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）」においては、森林病虫害等の駆除及び予防の方法、鳥獣害対策の方法（(10)に掲げる事項を除く。）、林野火災の予防の方法のほか、その他森林の保護に関する事項として、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項その他必要な事項を定めるものとする。
- (12) 法第10条の5第3項各号に掲げる事項においては、それぞれ次のアからエまでに掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

なお、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第33条第1号ロの規定に基づく区域を定めようとする場合は、エの「その他森林の整備のために必要な事項」の「森林経営計画の作成に関する事項」において定めるものとする。

- ア 同項第1号の「林業に従事する者の養成及び確保に関する事項」 林業就業者及び林業後継者の育成方策、林業事業体の経営体質強化の方策等の林業に従事する者の養成及び確保の方針
- イ 同項第2号の「森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項」 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標、機械化の推進方策等の作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針
- ウ 同項第3号の「林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項」 林産物の利用の促進のために必要な生産施設、流通施設、加工施設、販売施設等の整備に関する方針
- エ 同項第4号の「その他森林の整備のために必要な事項」 森林経営計画の作成に関する事項、生活環境の整備に関する事項、森林整備を通じた地域振興に関する事項、森林の総合利用の推進に関する事項、住民参加による森林の整備に関する事項、森林経営管理制度に基づく事業に関する事項その他各市町村の実情に応じて必要な事項
- (13) 市町村の長は、(1)から(12)までに定める事項のほか、森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第71号。以下「特別措置法」という。)第5条の2に基づき、地域森林計画に即して森林の保健機能の増進を図ることが適当と認めて森林の保健機能の増進に関する事項を定めようとする場合には、森林の賦存状況、自然景観等の自然条件、周辺における森林レクリエーションの動向、森林の施業の状況等の社会的経済的条件、森林所有者の意向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図るべき森林(以下「保健機能森林」という。)の区域、保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法に関する事項、保健機能森林の区域内における森林保健施設(特別措置法第2条第2項第2号に規定する森林保健施設をいう。)の整備に関する事項、その他必要な事項を定めるものとする。
- (14) (7)から(12)までの事項((12)のエに掲げる事項を除く。)を定めるに当たっては、「森林の流域管理システムの推進について」(平成4年10月16日付け4林野計第501号林野庁長官通知)の第2の流域森林・林業活性化協議会の協議内容を反映させるものとする。
- 2 市町村森林整備計画の樹立及び変更について
- (1) 市町村森林整備計画の樹立は、別記様式により市町村森林整備計画書を作成してするものとする。
- (2) 法第10条の6第1項の「地域森林計画の変更により市町村森林整備計画が地域森林計画に適合しなくなったと認めるとき」とは、次のような場合が該当するものとする。
- ア 保安林の指定、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づく自然公園の指定等に伴い、森林の施業に関し一定の制約が課せられたことにより地域森林計画が変更され、市町村森林整備計画において定められている伐採、造林、間伐又は保育等の内容がこれに適合しなくなった場合
- イ 地域森林計画における林道の開設及び拡張に関する計画や委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事

項の変更により、市町村森林整備計画における作業路網に関する計画や委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化の促進等に関する計画の達成が著しく困難となった場合

(3) 法第10条の6第2項の規定に基づく市町村森林整備計画の変更は、同条第1項の通知を受けた日から起算して60日以内に行うものとする。

(4) 法第10条の6第3項の「森林の現況等に変動があったため必要があると認めるとき」とは、次のような場合等が該当するものとする。

ア 林野火災等の被害及び林地開発により、森林の現況に著しい変動が生じ、市町村森林整備計画の計画内容を変更する必要があると認められる場合

イ 市町村の経済的、社会的条件の変動に伴い、計画内容を変更する必要があると認められる場合

(5) 市町村森林整備計画をたてようとするときは、市町村森林整備計画概要図を作成するものとし、計画を変更しようとするときは、必要に応じこれを修正するものとする。

3 学識経験を有する者からの意見聴取について

法第10条の5第6項の規定による学識経験を有する者からの意見聴取は、森林経営計画の認定の拠り所である市町村森林整備計画の内容を充実させる必要があるため、その作成に当たって必要となる専門的、技術的知見を得る観点から定められたものである。

意見聴取の方法については、地域の森林・林業・木材産業に精通している森林所有者、森林組合その他林業・木材産業関係団体の代表者、林業普及指導員等（森林総合監理士を含む。）、森林管理署長その他森林・林業に関する学識経験を有する者等をもって構成する協議会の開催、これらの者のいずれかからの意見聴取等によるものとする。

4 市町村森林整備計画の案の公告・縦覧について

(1) 法第10条の5第7項（法第10条の6第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第6条第1項の規定による市町村森林整備計画の案の縦覧の規定は、地域住民をはじめとする関係者の理解と協力を得て森林整備を推進するため、幅広い意見を市町村森林整備計画に反映させる観点から定められたものである。

(2) (1)の市町村森林整備計画の案の縦覧は、市町村森林整備計画書の案を市町村の事務所の掲示場その他適切な場所に備え付けてするものとし、市町村の長は、当該計画書の案が可能な限り幅広い公衆の縦覧に供されるよう努めるものとする。

5 森林管理局長の意見聴取について

(1) 法第10条の5第8項の規定による森林管理局長の意見聴取は、民有林・国有林の連携による森林整備を推進するため、森林管理局長からのアドバイスを得る機会を設ける観点から定められたものであり、当該市町村の区域内における国有林の分布の多寡、市町村森林整備計画を推進していく上での国有林との関わり等を勘案し、必要に応じて実施するものとする。

- (2) 市町村の長は、(1)の意見聴取を行うに当たっては、当該市町村の区域内の国有林の関係森林管理署長を経由して、市町村森林整備計画書の案を提出してするものとする。

6 都道府県知事への協議について

- (1) 法第10条の5第9項の協議は、市町村森林整備計画の地域森林計画に対する適合性を確保する等の観点から定められたものである。
- (2) 市町村の長は、(1)の協議を行うに当たっては、あらかじめ市町村森林整備計画の計画事項の内容について、連絡調整するものとする。
- (3) 都道府県知事は、市町村森林整備計画が次の事項に照らして適当でないと認めるときは、当該事項について内容が適切なものとなるよう市町村に対し助言又は指導を行うものとする。

ア 法第10条の5第2項第2号から第5号までに掲げる計画事項の内容が、それぞれの事項に対応する地域森林計画の内容に照らして適当なものであり、法令により立木の伐採等につき制限がある森林については、地域森林計画において定められた制限林の施業方法に反するものでないこと。

イ 法第10条の5第2項第6号及び第7号に掲げる計画事項の内容並びに同条第3項第1号から第3号までに掲げる計画事項が記載されている場合にはその内容が、地域森林計画の「委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項」の内容に照らして適当なものであること。

ウ 法第10条の5第2項第8号に掲げる計画事項の内容が、地域森林計画の「林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項」及び「委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項」の内容と整合性のとれたものとなっていること。

エ 法第10条の5第2項第9号に掲げる計画事項の内容が、地域森林計画の「鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項」の内容に照らして適当なものであること。

オ 法第10条の5第2項第10号に掲げる計画事項の内容が、地域森林計画の「森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）」の内容に照らして適当なものであること。

カ 法第10条の5第3項第4号に掲げる計画事項において、森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域が定められている場合は、当該区域が路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる範囲として適切なものであること。

キ その他地域森林計画の内容に照らして適当であると認められ、かつ森林所有者その他の関係者に著しく過重な負担を課すものでないこと。

7 関係施策との調整等について

- (1) 市町村が都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域又は市街化区域と市街化調整区域の区域区分の定められていない都市計画区域において用途地域

の定められている区域（以下「市街化区域等」という。）をその区域に含む森林に係る市町村森林整備計画を樹立し、又は変更しようとするときは、当該市町村の林務担当部局は、あらかじめ都市計画担当部局に市町村森林整備計画の案を示し、市街化区域等にかかる部分について協議するものとする。

都道府県知事は、市町村の長から市町村森林整備計画の協議があったときは、市街化区域等に係る部分について、林務担当部局と都市計画担当部局との間で協議するものとする。

- (2) 市町村が、砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域（以下「砂防指定地等」という。）をその区域に含む森林に係る市町村森林整備計画を樹立し、又は変更しようとするときは、当該市町村の林務担当部局は、あらかじめ都道府県の砂防担当部局に市町村森林整備計画の案を示し、砂防指定地等に係る部分について協議するものとする。

都道府県知事は、市町村の長から市町村森林整備計画の協議があったときは、砂防指定地等に係る部分について林務担当部局と砂防担当部局との間で協議するものとする。

8 市町村森林整備計画の公表等について

- (1) 法第10条の5第10項（法第10条の6第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市町村森林整備計画並びに縦覧期間中に申立てがあった意見の要旨及び当該意見の処理の結果の公表は、4の方法に準じて公衆の縦覧に供することにより行うものとする。また、HPへの掲載なども行うことにより、幅広く周知することに努めるものとする。
- (2) 同項の規定に基づく都道府県知事等への市町村森林整備計画の写しの送付は、当該市町村森林整備計画を樹立した日から起算して30日以内に行うものとする。

第2 市町村森林整備計画に係る指導及び勧告

1 市町村森林整備計画に係る森林の施業及び保護の指導

市町村の長は、森林所有者等が市町村森林整備計画を遵守して森林の施業及び保護を実施するよう次により指導を行うものとする。

- (1) 市町村の長は、市町村森林整備計画を樹立又は変更したときは、その計画内容について説明会等の開催又は広報活動等による指導に努めるものとする。

特に、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林のほか、森林法施行規則第39条第2項に規定する公益的機能別森林施業の実施に関する基準が適用される水源涵養機能維持増進森林以外の公益的機能別施業森林のうち次に掲げるものについては、当該森林の森林所有者等に対する通知等により周知を図る。

ア 長伐期施業を推進すべき森林

イ 複層林施業を推進すべき森林（択伐による複層林施業を推進すべき森林を含む。）

ウ 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

- (2) 市町村森林整備計画の計画期間中は、伐採及び伐採後の造林の届出書の提出があったとき等の機会を利用してその計画内容の周知を図り適正な施業を行うよう指導する。
- (3) 都道府県知事は、法第10条の12の規定に基づく市町村からの協力の求め等に応じて、林業普及指導員等による技術的援助、指導その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

2 施業の勧告

法第10条の10第1項の施業の勧告（以下単に「勧告」という。）は、適正な森林の施業の実施について十分な指導を行ったにもかかわらず、森林所有者等が市町村森林整備計画に定める森林施業の規範に従わず、これに反する施業を実施し、又は実施すべき施業を実施していないと認められる場合であって、市町村森林整備計画の達成に支障をきたすことが明らかなときに行うものとし、市町村の長は、次により森林所有者等に対して勧告を行うものとする。

なお、法第39条の4の規定に基づき地域森林計画において要整備森林として指定された森林については、法第39条の6の規定により、勧告の対象とならない。

- (1) 勧告は、次に掲げる場合等に行うものとする。ただし、その土地を木竹の育成以外の用途に供することが明らかであると認められる森林は、オに掲げる場合を除き、勧告の対象としない。

ア 第1の1の(5)により択伐による複層林施業を推進すべき森林として定められた森林において、市町村森林整備計画に定める伐採方法以外の方法により伐採を行い、又は行おうとしている場合

イ 市町村森林整備計画に定める立木の伐採の標準的な方法（公益的機能別施業森林の区域内の森林にあっては、当該森林について第1の1の(5)により定められた立木の伐採方法）と著しく異なる方法により伐採を行い、又は行おうとしている場合

ウ 市町村森林整備計画の計画樹立時における伐採跡地及び計画期間中に伐採された箇所について、伐採後、市町村森林整備計画で定められた更新期間を経過した後なお伐採跡地の更新が行われない場合

エ 伐採及び伐採後の造林の届出書の提出義務のある者が、伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しないで立木を伐採した場合であって、伐採跡地において伐採後の造林をしていない場合

オ 市町村森林整備計画に森林の保護に関する事項として定められた病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林において立木が伐採されておらず、伐採を促進させる必要がある場合

- (2) 勧告に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 勧告を行うときは、あらかじめ、勧告すべき事項につき十分な検討を行い、必要に応じ現地につき調査を行うものとする。

イ 勧告に当たっては、その所有に係る森林の状況及び森林所有者等の経済的な事情を十分考慮するとともに、市場の動向等客観情勢を勘案するものとする。

第3 施業実施協定制度

1 施業実施協定の性格

施業実施協定（以下「協定」という。）は、森林所有者等、森林の土地の所有者又は特定非営利活動法人等がその自由意志に基づき締結するものであり、その法的性格については私法上の契約と解される。しかしながら、協定については、効力補充要件としての市町村の長の認可により、当該協定について一定の民事法上の効果が生じることとなる点において単なる私法上の契約とは異なっていることに留意されたい。

2 協定の対象

(1) 対象森林

ア 法第10条の11第1項に規定する協定

法第10条の11第1項の「一団の民有林」とは、原則として連たんして団地性を有している民有林のことであるが、同一林道路線の利用区域内にある場合など一体的かつ効率的な森林施業の実施が可能な場合には一団の民有林と考えられる。

また、同項第2号の「一体として整備することが相当と認められる森林」とは、地形等の自然的条件及び林道その他の林業生産基盤の整備状況等からみて一体的かつ効率的に森林施業を実施し得るものとする。

イ 法第10条の11第2項に規定する協定

法第10条の11第2項に規定する協定（以下「2項協定」という。）の対象となる森林は、地域森林計画の対象となっている公益的機能別施業森林であり、特に団地性を有すること等の制限はない。

(2) 協定の締結者

「森林所有者等」とは、法第10条の7に規定する「森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者」のことである。

また、「森林の土地の所有者」とは、森林所有者以外の単に森林の土地を有している者をいうが、この者を協定締結者としていることについては、作業路網その他の施設の設置及び維持運営が適正に図られるものとなるようにするためである。

「特定非営利活動法人等」とは、森林の整備及び保全を目的として設立された次に掲げる者である。この場合の「目的として設立された」とは、当該特定非営利活動法人等の定款等における目的に記載されていることで足りる。

ア 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

イ 一般社団法人、一般財団法人

ウ ア及びイ以外の営利を目的としない法人

エ 営利を目的としない法人でない団体であつて、構成員の資格及び加入・脱退を不当に制限していないこと、代表者の選任手続を明らかにしていること等の要件に該当する規約を有していること並びに団体の活動に継続性があること等の基準（平成16年4月1日農林水産省告示第885号のとおり）に適合するもの

3 協定の締結事項

協定の締結に当たっては、協定締結事項ごとに掲げる次の事項に留意するよう指導するものとする。

- (1) 法第10条の11第3項第1号の「施業実施協定の目的となる森林の区域」は、共同して施業を実施し、又は特定非営利活動法人等が施業を実施する区域及び当該施業の実施のために必要な作業路網その他の施設の設置及び維持運営を行う区域とし、字及び地番並びに林班及び小班によりその区域が明確となるように定め、一の市町村の範囲を超えないこと。

また、作業路網その他の施設の維持運営については、特に地図等により位置を明示すること。

- (2) 法第10条の11第3項第2号の森林施業の実施に関する事項については、
- ア 森林施業は、造林、保育、伐採等であり、その種類は限定されないが、原則として造林、保育、伐採に区分して定めるものとする。また、造林については植栽、天然下種更新等に、保育についてはつる切り、除伐等に、伐採については主伐、間伐に細分して示すこと。
 - イ 森林施業の実施の方法とは、法第10条の11第1項に規定する協定（以下「1項協定」という。）にあつては施業の共同化の実行形態（労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託等）等であり、2項協定にあつては特定非営利活動法人等が行う施業の態様（専門家の技能指導の方法、施業実施者の構成等）等であること。
 - ウ 森林施業の実施の時期は、アの森林施業の区分ごとに当該森林施業を実施する期間を年月により表示するものとする。
 - エ その他の事項とは、アの施業の細分ごとの面積及び樹種を示すこと。
- (3) 法第10条の11第3項第3号の「作業路網その他の施設の設置及び維持運営」については、
- ア 作業路網とは、第1の1の(8)の作業路網であり、その他の施設とは、森林施業の実施に必要な土場、作業場等であること。
 - イ 作業路網その他の施設は、森林施業の実施のために必要なものであること。
 - ウ 「維持運営」は、作業路網の施設を使用しうる状態に保つために必要なことをさし、必要に応じて修繕補修、砂利敷き、草刈り等の実行、見回り等の維持運営の内容及び方法、維持運営に要する費用の負担方法等について定めること。
- (4) 法第10条の11第2項第4号の「協定の有効期間」については、
- ア 有効期間は10年を超えてはならないとされている（法第10条の11第5項）が、共同して行う森林施業が安定的に実施されるよう、余りに短期間とならないこと。
 - イ 協定の内容として、自動更新の規定を定めておくことは差し支えないが、その結果10年を超えることとなる場合には、その時点で改めて協定の認可を申請しなければならないこと。
 - ウ 協定の有効期間について定めのない協定は認可の対象とならないこと。
- (5) 法第10条の11第2項第5号の「施業実施協定に違反した場合の措置」においては、違反をした者に対して過度の私権の制約とならないような合理的な範囲内で、例えば、次のような事項を定めること。
- ア 違約金の支払いに関すること
 - イ 違反行為の差止めに関すること

ウ 現状の回復に関すること

4 協定の認可の申請手続

協定の認可の申請手続に関しては、次に掲げる事項に留意するよう指導するものとする。

- (1) 協定の認可の申請手続は、協定を締結した森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等（以下「協定参加者」という。）の全員の連名、又は代表者を選任している場合にあってはその代表者名をもって、森林法施行規則第24条に定める書類を申請書に添付して行うこと。
- (2) 法第10条の11の3第1項の「利害関係人」には、協定の内容に利害関係を有する国の行政機関、都道府県知事、市町村長等も含まれること。
- (3) 法第10条の11の3第1項の規定により利害関係人から意見書の提出があった場合には、市町村長はその内容に係る事実関係等を調査の上、妥当と認められるものにあっては、要すれば認可の申請を行った森林所有者等に意見書の内容を通知して協定の内容の再検討を求めること。

5 協定の認可基準

協定の認可に当たっては、法第10条の11の3第2項の規定による意見書の内容及びその妥当性を考慮に入れた上で慎重に検討するものとし、認可の申請のあった協定についての当否は、法第10条の11の4第1項各号に掲げる認可基準の全てに該当するかどうかについて審査し決定するものであるが、その具体的な決定は、次の事項等を判断して行うものとする。

(1) 法第10条の11の4第1項第1号

ア 協定参加者の全員の合意が適正に得られたものであること。

イ 協定の目的となる森林の区域が、1項協定にあっては地域森林計画の対象となっている森林内に設定されており、当該森林を一体として整備することが相当と認められ、2項協定にあっては地域森林計画の対象となっている公益的機能別施業森林内に設定されていること。

(2) 法第10条の11の4第1項第2号

作業路等の既設の施設及びその周辺に協定に係る施設（土場、土捨場等）を設け、その利用を不当に制限するようなものでないこと。

(3) 法第10条の11の4第1項第3号

ア 1項協定にあっては、協定に定める「共同して行う森林施業」が市町村森林整備計画に定める「森林施業の共同化の促進」に資するものであること。

イ 2項協定にあっては、施業を行う特定非営利活動法人等が次に掲げる基準に適合し、その行う施業の実施が市町村森林整備計画に定める「公益的機能別施業森林の整備」に資するものであること。

(ア) 森林施業に係る技術者を有し、又は森林組合等から恒常的な技術指導を受けていることその他協定の内容を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有していること。

(イ) 十分な活動実績を有していることその他協定の内容を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有していること。

6 協定の変更

協定の変更の認可の申請手続及び認可基準については、4及び5の定めるところに準ずるものとする。

7 協定の認可の効力

協定の対象とする森林の森林所有者等又は森林の土地の所有者の異動があった場合には、法第10条の11の6の規定により、新たに森林所有者等又は森林の土地の所有者となった者も、協定に定める事項を遵守する義務を負うこととなる。

このように、森林の譲渡等により協定を締結した後に当該森林の森林所有者等又はその土地の所有者になった者にも協定の効力が及ぶこととなるので、協定の指導、普及に当たっては、その趣旨、内容等について森林所有者等はもとより、広く森林・林業関係者の十分な理解を得るように留意するものとする。

8 協定の廃止

- (1) 協定の廃止については、法第10条の11の7に規定するところにより協定参加者の過半数の合意を要することとされているが、これは過半数の者がその存続を要望しない協定については、もはや当該協定を存続せしめる基盤が失われたと考えられることによるものである。
- (2) 法第10条の11の7の「過半数」とは、協定の廃止の認可を申請する時点における協定の対象となる森林の森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等の過半数を意味するものとし、複数の森林に同一の者が権利を有している場合は、一人と算定するものとする。
- (3) 協定の廃止の認可を行うに当たっては、廃止に係る許可申請の理由が妥当か否か、廃止に係る手続が適正か否か等を十分審査するものとする。

9 協定の認可の取消し

- (1) 法第10条の11の8の規定により協定の内容が法第10条の11の4第1項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至った場合は、市町村長は、協定の認可を取り消すものとされているが、具体的には、例えば、次のような場合が該当するものとする。
 - ア 協定参加者の全員の合意形成に瑕疵のあったことが認可後において明らかとなった場合
 - イ 災害等の事由により協定の目的となる森林の現況が協定の締結時と著しく異なったものとなったこと等により協定に係る森林施業の実施又は施設の設置が不可能となった場合
 - ウ 協定の有効期間が相当程度経過しても協定の目的が達成されず、かつ、将来にわたってもその達成が見込めない場合
- (2) 市町村長は、協定の認可の取消しに当たっては、その理由を協定参加者に明示して行うものとする。
- (3) 市町村長は、協定の認可の取消しを行った場合は、その旨を当該協定参加者又はその代表者に通知するとともに、法第10条の11の4第2項の規定による協定の対象とする森林である旨の掲示を速やかに撤去する等の措置を講ずるものとする。

10 協定制度の指導及び普及

協定制度の指導及び普及に当たっては、協定制度の趣旨にかんがみ、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 森林所有者、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等の自主的な話し合いを基礎として協定が締結されるようにすること。

その際、1項協定にあっては、森林組合法第25条の2に規定する共同施業規程制度とその連携及びその活用に十分留意すること。

- (2) 協定の内容は、地域の実情に即し、かつ、森林所有者等の創意と工夫が反映されたものとなることが望ましく、画一的な内容とならないようにすること。
- (3) 協定の締結の結果として個人の権利、自由が不当に制約されることのないよう十分配慮すること。

第4 指導推進体制

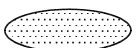
- (1) 市町村長は、市町村森林整備計画の執行体制を整備するとともに、都道府県や森林管理局などの関係行政機関、林業関係団体等との密接な連携の下、必要に応じ森林総合監理士等からの技術的援助等を得つつ、計画推進に必要な普及、助言、指導に当たるものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村森林整備計画制度の円滑な運用に資するため、法第10条の12の規定に基づく市町村からの協力の求めに応じて、関係森林管理局長と連携しつつ、森林総合監理士等が主体となった林業普及指導事業の活用等により、技術的援助、指導その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。
- (3) 市町村長は、市町村森林整備計画の運用に当たっては、「森林の流域管理システムの推進について」の第2の流域森林・林業活性化協議会を活用することにより、流域を単位とした森林整備の諸条件の整備を促進し、市町村森林整備計画の実効性を確保するよう努めるものとする。

第5 計画達成のための措置

市町村森林整備計画の推進は、森林所有者等に対する助言・指導、森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供及びあっせんを適切に行いつつ、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出、伐採及び伐採後の造林の届出、伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告、施業の勧告、森林経営計画制度、森林経営管理制度等の的確な運用を図るとともに、市町村森林整備計画の内容に基づき、造林、間伐、林道の整備等を推進する森林整備事業等の補助事業や地方単独事業を効果的に実施するなど、各種森林・林業施策を総合的・計画的に推進して行うものとする。

別記様式
市町村森林整備計画の様式

様 式		記 載 要 領
(表紙)		計画書はA4版、縦長、左とじ、横書きとする。
○ ○ 市 町 村 森 林 整 備 計 画 △ △ 都 道 府 県 ○ ○ 市 町 村 ○○市（町村）森林整備計画 計画期間 自 年 月 日 至 年 月 日 △△（都道府）県 ○ ○ 市 （ 町 村 ）		

様式	記載要領
N  市町村位置図 ※ (凡 例) 山 岳  河 川  都道府県界  森林計画区界  市町村界  民有林  国有林  鉄道  縮尺×万分の1 (注) 1. ※には当該市町村の（都道府）県内での位置をキーマップ等により明示する。 2. 凡例は適宜追加して差し支えない。	

目 次

- I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
 - 1 森林整備の現状と課題
 - 2 森林整備の基本方針
 - 3 森林施業の合理化に関する基本方針
- II 森林の整備に関する事項
 - 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
 - 1 樹種別の立木の標準伐期齢
 - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項
 - 第2 造林に関する事項
 - 1 人工造林に関する事項
 - 2 天然更新に関する事項
 - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
 - 4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 - 5 その他必要な事項
 - 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法
その他間伐及び保育の基準
 - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
 - 2 保育の種類別の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項
 - 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - 3 その他必要な事項
 - 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
 - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
 - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
 - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
 - 5 その他必要な事項
 - 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
 - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
 - 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
 - 3 作業路網の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- 第8 その他必要な事項
 - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
 - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
 - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
- Ⅲ 森林の保護に関する事項
- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
 - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
 - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
 - 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
 - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
 - 3 林野火災の予防の方法
 - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
 - 5 その他必要な事項
- Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項
 - 1 保健機能森林の区域
 - 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
 - 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
 - 4 その他必要な事項
- V その他森林の整備のために必要な事項
 - 1 森林経営計画の作成に関する事項
 - 2 生活環境の整備に関する事項
 - 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

3 森林施業の合理化に関する基本方針

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

地形、気象等の自然的条件、森林面積、人工林率等の森林の現況、国産材の産地形成に対する取組、森林整備に係る森林所有者及び地域住民の意向等を踏まえ、森林整備に係る課題等について記載する。

2 森林整備の基本方針

地域森林計画の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、森林整備の基本的な考え方及び森林整備の推進方向について記載する。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の森林資源構成等を踏まえ、例えば、水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能ごとに、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿を記載する。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

(1)で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導するための森林整備の基本的な考え方とこれらの森林整備を推進していくために必要な造林から伐採に至る森林施業の推進方策に係る基本的な考え方を記載する。

このほか、市町村内の森林・林業を取り巻く状況を踏まえ、地域における森林・林業に関する特徴的な取組やその推進について、必要に応じて記載する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

1のほか地域森林計画に定める「委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項」、流域森林・林業活性化協議会において当該市町村に期待される役割、当該市町村の森林資源の整備状況、林業事業体の整備状況、林業機械の普及状況、林産物の加工・流通施設の整備状況等を踏まえ、森林

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種				
	年	年	年	年	年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大、作業路網の整備等林業関係者等が一体となって重点的に取り組む森林施業の合理化に関する事項の基本方針を記載する。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。この際、施業体系等により平均伐採齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を区分して定めるものとする。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではないことを明記する。

また、特定苗木等が調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努めること。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特長、木材需要構造、森林の構成等を勘案して、皆伐及び択伐の方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法、集材の方法その他必要な事項について定めるものとする。

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐とする旨を記載する。

皆伐： 皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする旨を記載する。

択伐： 択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又

3 その他必要な事項

第2 造林に関する事項 1 人工造林に関する事項

は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする旨を記載する。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする旨を記載する。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のアからオまでに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巢等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う旨を記載する。

3 その他必要な事項

1 及び2のほか、地域の森林の現況等から立木竹の伐採について必要な事項を記載する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う旨を記述すること。

(1) 人工造林の対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種		

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）	備考

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	

(1) 人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種を定めるものとする。なお、必要に応じて品種を定めるほか、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

また、特定の区域に限って適用すべき人工造林の対象樹種を設定する場合は、林小班を指定し当該区域を表示する。さらに、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択すべき旨を記載する。

(2) 人工造林の標準的な方法

地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する指針に基づき、次の事項を定めるものとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽する旨を記載する。この際、低密度植栽の推進等の観点から、疎仕立ての方法における植栽本数の記載にも努めることとする。

なお、特定の区域に限って適用すべき植栽本数については、備考欄に当該区域を表示する。

また、複層林化を図る場合の下層木について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽すべき旨を記載する。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定すべき旨を記載する。

イ その他人工造林の方法

必要な事項について定めるものとする。この場合、必要に応じて主要な樹種別及び仕立ての方法別に記載する。また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める旨を記載する。

植付けの方法	
植栽の時期	

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	
ぼう芽による更新が可能な樹種	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新など人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする旨を記載する。

また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を定めるものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う旨を記述するとともに、森林の確実な更新を図ることを旨として、次の(1)から(3)までの事項を定めるものとする。

(1) 天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種に限る。以下同じ。）を定めるものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数する指針に基づき、気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数を定めるとともに、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	
刈出し	
植込み	
芽かき	

ウ その他天然更新の方法

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

上のものがその本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数を成立させるべき旨を記載する。なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高については、地域の植生等を勘案して定めるものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等について定めるものとし、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき及び植込みを行う旨を定めるものとする。

- ① 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。
- ② 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
- ③ 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

ウ その他天然更新の方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法を定めるとともに、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図るべき旨を記載する。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年を超えない期間を定めるものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考

注 森林の区域は、林班、小班等により特定できるように表示するものとする。

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

- (1) 造林の対象樹種
ア 人工造林の場合
イ 天然更新の場合

(2) 生育し得る最大の立木の本数

5 その他必要な事項

準書作成の手引きについて」(平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知)に示す設定例を基本に、その基準を定める。具体的には同通知の(解説編)の 3 の 3 - 2 の 4 における設定例(現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林)を基本とする。

ただし、IV の 1 の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

(1)の基準による森林のうち、その所在が明らかなものについて記載する。

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めるものとする。

- (1) 造林の対象樹種
ア 人工造林の場合
1 の(1)による旨を記載する。
イ 天然更新の場合
2 の(1)による旨を記載する。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定めるとともに、当該対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数を成立させるべき旨を記載する。

5 その他必要な事項

1 から 4 までのほか、地域の森林の現況等から造林につ

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)			
			初回	2回目	3回目	・・・

標準的な方法	備考

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数					
		年					・・・
		回数					

標準的な方法	備考

いて必要な事項を記載する

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐を実施すべき標準的な林齢として間伐の回数、その実施時期及び間隔とともに、間伐率等について、次により定めるものとする。この場合、必要に応じて主要な樹種別及び仕立ての方法別に、人工林林分密度管理図、人工林収穫予想表等を参考にしつつ定めるものとする。

ア 主要樹種別に、施業体系及び植栽本数に応じて間伐を実施すべき標準的な林齢を定めるが、これらの区分は地域の実態に応じて設けて差し支えない。

イ 間伐を実施すべき標準的な林齢の初回欄には、間伐開始時期の林齢を記載する。

ウ 標準的な方法欄には、実施すべき標準的な方法（間伐率（本数及び材積）、選木方法等）、標準伐期齢未満及び標準伐期齢以上の別に平均的な間伐の実施時期の間隔の年数並びに必要に応じて間伐の実行上留意すべき事項について簡潔に記載する。

エ 標準伐期齢以上の立木についても対象とし、当該立木の間伐については、その成長力に留意して記載する。

2 保育の種類別の標準的な方法

地域森林計画で定める保育の標準的な方法に関する指針に基づき、次により定めるものとする。

ア 保育の種類は、原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、必要に応じてその他の保育についても定めるものとする。

イ 保育の標準的な方法は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、既往の保育の方法等を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項について定めるものとする。この場合、必要に応じて主要な樹種別及び仕立ての方法別に定めるものとする。

3 その他必要な事項

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

- (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
ア 区域の設定
当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

3 その他必要な事項

局所的な森林の生育状況の差違等を踏まえ、必要に応じて、1又は2の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、当該差異等に応じた間伐又は保育の方法を定めるものとする。

また、地域の森林の現況等から間伐又は保育に必要な事項について記載する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法について、地域森林計画で定める公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け51林野計第532号林野庁長官通知）に基づく森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系、経営管理権及び経営管理実施権の設定見込み等を勘案し、次の(1)及び(2)について記載する。

この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるとともに、森林の区域については林班及び小班により表示し特定できるように記載する。

- (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について定めるものとする。

イ 施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表 2 に定めるものとする。
森林の伐期齢の下限

区域	樹種				
	年	年	年	年	年

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表 1 に定めるものとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする旨を記載する。

また、当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に 10 年を加えた林齢を定めるものとする。

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林について定めるものとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所、山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫(れき)地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等について定めるものとする。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 施業の方法

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等について定めるものとする。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、湖沼、瀑布、溪谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について定めるものとする。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1)のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林について定めるものとする。

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、

の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表 2 に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種				
	年	年	年	年	年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

- (1) 区域の設定
当該森林の区域を別表 1 に定めるものとする。

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業を、それぞれ推進する旨を記載する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める旨を記載する。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね 2 倍以上の林齢を記載するとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る旨を記載する。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

- (1) 区域の設定
林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について、必要に応じて定めるものとする。
- また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、

(2) 施業の方法

別表 1

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
その他の公益的機能の維持増進を図る		

傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとする。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

さらに、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるとともに、森林の区域については林班及び小班により表示し特定できるように記載する。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する旨を記載する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う（アカマツの天然下種更新やコウヨウザンの萌芽更新を行う森林など、市町村が定める場合は除く）旨を記載する。

森林の区域は、林班及び小班により特定できるように記載する。

その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、必要に応じて定めることとし、定める場合には当該公益的機能ごとに区分して記載する。

ための森林施業を推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林		

注 森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもって代えることができる。

別表 2

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林			
長伐期施業を推進すべき森林			
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）		
	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林			

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

(2) その他

森林の区域は、林班及び小班により特定できるように記載する。

3 その他必要な事項

1 及び 2 のほか、必要に応じて、1 に示す公益的機能別施業森林以外の市町村が独自に設定する森林の整備等について必要な事項を記載する。

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

当該市町村における特定非営利活動法人等の活動状況等を勘案し、法第 10 条の 11 第 2 項に規定する施業実施協定の参加促進対策について記載する。

(2) その他

(1) 以外に地域の森林の現況等から必要と認められる事項について記載する。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

5 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当該市町村における森林所有者の状況、森林施業の実施状況、森林組合等林業事業体への施業の委託状況等を勘案し、長期の施業の受託、森林の経営の受託等による森林の経営規模の拡大に関する方針を記載する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

不在村森林所有者を含む森林所有者に対する長期にわたる包括的な施業の委託等の森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、地域協議会の開催による合意形成、森林の経営の受託、森林の信託、林地の取得等の方法など、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進するための方策を記載する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等森林の経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の内容など、森林所有者が森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項を記載する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

地域の実情等を踏まえ、市町村における森林経営管理制度の進め方など、森林経営管理制度の活用に関する事項を記載する。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に係る記載に当たっては、当該計画が市町村森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における施業の方法との整合が図られたものとなるように留意する旨を記載する。

5 その他必要な事項

1 から 4 までのほか、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進について必要な事項を記載する。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	以上	以上	以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	以上	以上	以上
	架線系			

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

当該市町村の森林資源の現況等を勘案し、適切な森林整備を推進するため、法第10条の11第1項に規定する施業実施協定の参加促進その他森林施業の共同化の促進に関する方針を記載する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、森林作業道の整備、境界の明確化など共同化を重点的に実施する森林施業等の種類、推進に当たっての森林組合との連携、不在村森林所有者の施業実施協定の参加促進対策等森林施業の共同化の促進方策を記載する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法、種苗の共同購入等共同して行う施業等の実施方法、施業の共同実施の実効性を担保するための措置等を記載する。

4 その他必要な事項

1から3までのほか、森林施業の共同化について必要な事項を記載する。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について記載する。

なお、路網密度の水準については、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないことなど、適用の考え方についても記載する。

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの考え方について記載する。

	作業システム	以上	以上	以上
急傾斜地 (30° ～ 35°)	車両系 作業システム	以上	以上	以上
	架線系 作業システム	以上	以上	以上
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	以上	以上	以上

注 地域森林計画に定める「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方」に適合する路網密度を記載する。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ定めるものとし、その区域を市町村森林整備計画概要図に図示する。なお、地域森林計画に記載されている指定林道について、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）の規定に基づき基幹的な林道として農林水産大臣の指定を受けるに当たり、当該指定林道が本区域内において計画されていることを必要とする場合があることに留意すること。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 24 日付け 22 林整第 602 号林野庁長官通知）を基本として都道府県が定める林業専用道作設指針に則り開設する旨等について記載する。

イ 基幹路網の整備計画

当該市町村に関する基幹路網について、地域森林計

開設／ 拡張	種類	(区 分)	位置	路線名	(延長及 び箇所数)	(利用区 域面積)	うち前半 5年分	対 図 番号	備考
開設計									
拡張計									

- 注 1 開設及び拡張の別に記載し、それぞれ総数を記載する。
- 2 拡張にあつては、舗装又は改良の別を種類欄にかっこを付して併記する。
- 3 都道府県知事が行う指定林道（農林水産大臣の指定を見込むものを含む。）の開設や林業専用道の開設等の場合は、区分欄にその旨を記載する。
- 4 位置欄は、字、林班等を記載する。
- 5 支線及び分線については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名欄に「〇〇支線他」と記載するとともに、備考欄に支線名及び分線名を記載する。
- 6 利用区域面積欄に、当該開設路線の利用対象となる森林の面積を記載する。
- 7 計画の始期から5年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半5年分の欄に○印を記載する。
- 8 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載する。
- 9 かっこが付された項目の記載は任意とする。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

画に記載されている林道の開設及び拡張に関する計画から転記等して記載するとともに市町村森林整備計画概要図に図示する。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する旨を記載する。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する旨等について記載する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造

イ 細部路網の維持管理に関する事項

4 その他必要な事項

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考

注1 施設の種類の欄は、木材の合理的な搬出等を行うために必要とされる施設（山土場、機械保管庫、土捨て場等）の名称を記載する。

2 対図番号欄は、一連の番号を記載する。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒	〇〇流域 （傾斜）		
造材	〇〇流域 （傾斜）		
集材	〇〇流域 （傾斜）		
造林	地拵、下刈		

の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）を基本として都道府県が定める森林作業道作設指針に則り開設する旨や、森林作業道の開設に係る留意点について記載する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する旨を記載する。

4 その他必要な事項

1から3までのほか、山土場、機械の保管庫、土捨て場等木材の合理的な搬出を行うために必要な施設その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項について記載する。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業就業者及び林業後継者の育成方策、林業事業体の経営体質強化の方策等の林業に従事する者の養成及び確保の方針について必要に応じて記載する。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標、機械化の推進方策等の作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針について必要に応じて記載する。

保育等			
-----	--	--	--

注 1 作業の種類欄には、必要に応じて、伐倒、造材、集材その他の作業種を記載する。

2 現状及び将来欄には、林業機械の名称を記載する。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	

注 1 施設の種類の欄には、生産施設については、ほだ場、山菜園等の、流通施設については、原木市場、貯木場等の、加工施設については、製材工場、木材チップ製造工場、木製品製造工場、山菜加工施設等の、販売施設については、展示場、木製品の販売所等の種類及び名称を記載する。

2 位置欄には、集落名を記載する。

3 規模欄には、年間生産量等を記載する。

4 対図番号欄には、1 から一連の番号を記載する。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第 1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表 3 に定めるものとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する方針について必要に応じて記載するとともに、当該施設の位置を必要に応じて市町村森林整備計画概要図に図示する。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第 1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次の(1)及び(2)について記載する。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当

(2) 鳥獣害の防止の方法

別表 3

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)

注 対象鳥獣の種類が一の場合には、森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画の概要図に図示することをもって代えることができる。

2 その他必要な事項

該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進する旨を定めるものとする。その際、対象鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する旨を定めることとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努める旨を定めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整する旨を定めるものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

森林の区域は、林班により特定できるように記載する。

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法を定める

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

(2) その他

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

3 林野火災の予防の方法

とともに、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図るべき旨を記載する。また、市町村が野生鳥獣の行動把握、被害状況把握等を実施する場合にあっては、その旨を記載する。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

地域森林計画で定める森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項及び関係する行政政策を踏まえ記載する。

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防について、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努める旨とともに、森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法を記載する。

特に、松枯れ及びナラ枯れの被害対策については、被害の状況、森林の構成等地域の実態を踏まえて記載する。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある旨を記載する。

(2) その他

(1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害監視から防除実行までの地域の体制づくりなどの被害対策の方針を記載する。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について、被害の動向等を踏まえた被害対策等を定めるとともに、野生鳥獣との共存に配慮した森林整備等について記載する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、防火線の設置、初期防火用水の整備等のほか、地域住民に対する防火対策のための普及啓発等について記載する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考

- (2) その他

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合における、火入れの目的、火入れの方法等の留意事項について記載する。この際、市町村の条例等において火入れの目的、方法等が定められている場合は当該条例等を踏まえた内容を記載する。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林について、その所在を林班、小班等により特定できるよう記載する。

- (2) その他

1 から 4 までのほか、森林所有者等による巡視等森林の保護に必要な事項について記載する。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

地域森林計画で定める保健機能森林の区域の基準に基づき、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められるものを定めるものとし、区域の設定に当たっては、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、森林施業の担い手となる森林組合の存在等を勘案する。

また、当該保健機能森林の区域は、字及び地番並びに林班及び小班により明確に表示するものとする。

なお、備考欄には、制限林の種類別面積を記載するとともに、特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林の区域と重複する場合にあってはその旨を記載する。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

地域森林計画で定める保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針に基づき、択伐による複層林施業、特定広葉樹の育成を行う施業等の皆伐以外の方法を

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高(m)	備考

4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項

原則とし、優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進等を旨として定めるものとし、造林、保育、伐採その他の施業に区分し、それぞれの望ましい施業の方法、施業を実施する上での留意事項について定めるものとする。

なお、表の施業の区分欄には、造林、保育、伐採、その他の別を記載する。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

地域森林計画で定める保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針に基づき、森林の有する保健機能以外の諸機能の確保に留意しつつ、当該保健機能森林の森林の状況や利用の見通し、周辺地域の既存の施設との連携、調和の観点から、整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）をいう。）、当該森林保健施設の維持及び運営に当たっての留意事項等について定めるものとする。

(1) 森林保健施設の整備

①整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設（管理施設、キャンプ場、林間広場、遊歩道等）、
②森林保健施設の整備及び維持運営に当たっての留意事項に区分して記載する。

(2) 立木の期待平均樹高

備考欄には、必要に応じ、期待平均樹高を踏まえた施設の整備を行うに当たっての留意事項等を記載する。

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に関する事項、自然環境の保全、国土の保全等保健機能森林の整備に当たって配慮すべき事項等を記載する

V その他森林の整備のために必要な事項

I～IVのほか、必要に応じて、森林の整備のために必要な事項について記載する。

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
 - (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

- (2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)

注 必要に応じて、付属資料の市町村森林整備計画概要図に当該区域を図示する。

- 2 生活環境の整備に関する事項
 - 生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考

- 注 1 施設の種類の欄には、集落広場、用排水施設、健康増進施設等の名称を記載する。
- 2 対図番号欄に 1 から一連の番号を記載する。

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
 - (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

ア II の第 2 の 3 の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ II の第 4 の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ II の第 5 の 3 の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び II の第 6 の 3 の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ III の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努める旨記載する。

- (2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域は、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができるものと認められるものとして定めるものであることから、大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等を踏まえ、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができるまとまりのある森林の範囲について、隣接する 10 ～ 30 個の林班の規模を目安として、地域の実情を総合的に勘案して定めるものとする。

- 2 生活環境の整備に関する事項
 - U J I ターン者などが地域に定住するために必要な生活環境施設の整備について記載する。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

4 森林の総合利用の推進に関する事項 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	

注1 施設の種類の欄には、「〇〇の森」などの施設の包括的な名称を記載する。

2 位置欄には、集落名等を記載するとともに、必要に応じて市町村森林整備計画概要図に図示する。

3 規模欄には、施設全体の面積及び遊歩道、林間広場、管理棟、キャンプ場、学校林等の具体的施設名とその規模を記載する。

4 対図番号欄には、1 から一連の番号を記載する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

- (1) 地域住民参加による取組に関する事項
- (2) 上下流連携による取組に関する事項
- (3) その他

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域材や地域の特産林産物、森林・林業に関わる伝統技術等地域の森林資源を活用した地域振興の方策について記載する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

地域の特色を生かした森林の総合利用に対応した森林の整備構想を記載するとともに、森林の総合利用施設の整備計画を記載する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

住民参加による森林づくりに対する理解と関心を深めるための取組について記載する。

- (1) 地域住民参加による取組に関する事項
- (2) 上下流連携による取組に関する事項
- (3) その他

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

当該市町村の森林整備の事業箇所、公益的機能別施業森林の区域等に関することから、市町村森林整備計画をより効果的なものとする観点から、必要に応じて計画期間内における市町村森林経営管理事業計画を記載する。

経営管理権が設定された森林のうち、計画期間内に市町村森林経営管理事業により森林整備を推進することが適当な森林の区域、作業種及び面積について記載する。

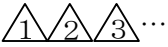
なお、備考欄には、市町村森林整備計画の実行管理の観

注 必要に応じて、付属資料の市町村森林整備計画概要図に当該区域を図示する。 7 その他必要な事項 付属資料 別紙1の作成要領に従い縮尺2万5千分の1の地形図等を元に市町村森林整備計画概要図を作成する。さらに必要な場合は、公益的機能別施業森林等の区域、保健機能森林の区域等について、森林計画図等を元に別途詳細な図面を作成することが望ましい。 必要に応じ、別紙2の作成要領に従い参考資料を作成するものとする。				
点から、必要に応じて事業実施予定年次等を記載する。 7 その他必要な事項 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林における当該制限に従った森林施業の方法、森林施業に関する技術及び知識の普及・指導に関する事項、国土の全の観点から森林として管理する土地に関する事項、環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項、公有林の整備に関する事項、従前の森林施業共同化重点実施地区における基幹路網の継続的な開設に関する事項など各市町村の実態に応じ必要な事項を自由に記載する。				

別紙 1

市町村森林整備計画概要図作成要領

区 分	記載要領		
	色別	図示方法	摘要
1 市町村界	赤		旧市町村名を記入する。
2 旧市町村界	赤		
3 土地利用			地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画の対象とする森林の区域について記載する。
(1) 民有林	緑		
うち公有林	緑		
(2) 国有林	緑		
(3) 農地	黄		
4 森林資源状況			
(1) 人工林	緑		
(2) 天然林	緑		細
5 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林	赤		
6 公益的機能別施業森林等			同一区域で機能が重なる場合には、適宜区域の表示を工夫すること。 施業方法についてはかっこ書等により表示する。
(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	青		
(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	橙		
(3) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	紫		
(4) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄緑		
(5) その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	灰		その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を定める場合には当該公益的機能ごとに区分して表示する。
(6) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	黄		
(7) 木材の生産機能の維持増	桃		

進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林			
7 鳥獣害防止森林区域	茶		
8 保健機能森林区域	青		
9 保安林・他法令による地区指定	桃		
10 路網整備等推進区域	薄青		
11 基幹路網			林道台帳登載の路線、国有林林道の路線について自動車を記入する。
(1) 林道（既設） （以下に掲げるものを除く）	黒		
(2) 林道（開設予定線）	黒		地域森林計画に登載されているものにつき記入する。
(3) 林業専用道（既設）	橙		
(4) 林業専用道（開設予定線）	橙		
(5) 公道			
① 国県道	茶		全幅員が 3.0m 以上の国県道
② 市町村道	青		全幅員が 3.0m 以上の市町村道
③ 市町村道等	青		全幅員が 3.0m 未満の市町村道（全幅員が 3.0m 以上の農道等も含む。）
12 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林	黄		
13 その他必要な事項			
(1) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域	紫		区域名を記入する。
(2) 活動拠点施設		① ② ③…	
(3) 作業路網以外の森林の整備のために必要な施設			
(4) 林産物の生産（特用林産物）、流通、加工販売施設			
(5) 生活環境施設		1 2 3…	
(6) 森林の総合利用施設			

(7) 市町村森林経営管理事業 計画区域	黄		
-------------------------	---	---	--

注1 4から13までについては、民有林について記載する。

2 12及び13については必要に応じて記載する。

別紙 2

参考資料作成要領

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

		総 計			0 ～ 14 歳			15 ～ 29 歳			30 ～ 44 歳			45 ～ 64 歳			65 歳以上		
		計	男	女															
実 数 (人)	年	(100.0)																	
	年	()																	
	年	()																	
構成比 (%)	年	100.0																	
	年	100.0																	
	年	100.0																	

- (注) 1. 欄外に資料の出所を記載する。
2. 総数の計の () 内には隔年時の比率を記入する。

② 産業部門別就業者数等

	年 次	総 数	第 1 次産業					第 2 次産業	第 3 次産業
			農 業	林 業	漁 業	小 計		うち木材・ 木製品製造業	
実 数 (人)	年								
	年								
	年								
構成比 (%)	年	100.0							
	年	100.0							
	年	100.0							

- (注) 欄外に資料の出所を記載する。

(2) 土地利用

	年 次	総土地 面積	耕 地 面 積							草 地 面 積	林野面積			その他 面 積
			計	田	畑	樹 園 地			計		森林	原野		
						果樹園	茶園	桑園						
実 数 (ha)	年 年 年													
構成比 (%)														

- (注) 1. 欄外に資料の出所を記載する。

2. 「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入する。ただし、「山林のうち牧草地、放牧地」は除く。
3. 構成比は、空欄のない最近年次について算出する。

(3) 森林転用面積

年次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
年	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
年							
年							

- (注) 1. 欄外に資料の出所を記載する。
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の国勢調査年次とする。

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態	総面積					人工林率 (B/A)
	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	
総数	ha	%	ha	ha	ha	%
国有林						
計						
公有林						
都道府県有林						
市町村有林						
財産区有林						
私有林						

- (注) 1. 国有林については森林管理局の資料により、民有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推計し記入する。
2. 官行造林地は「国有林」欄に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に（ ）書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校林は市町村有林とする。
3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

② 在（市町村）者・不在（市町村）者別私有林面積

	年次	私有林合計	在（市町村）者 面積	不在（市町村）者面積		
				計	県内	県外
	年					

実 数 ha	年 年					
構成比	年	100		(100)	()	()
%	年	100		(100)	()	()
	年	100		(100)	()	()

- (注) 1. 欄外に資料の出所を記載する。
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次とする。
3. 構成比()は、不在(市町村)者面積の県内、県外比率とする。

③ 民有林の齢級別面積

単位 ha

	総数	齢 級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11 以上
民有林												
人工林計												
主要樹種別面積												
天然林計												
(備考)												

- (注) 1. 地域森林計画の資料(森林資源構成表)を参考として、記入する。

④ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～1ha		10～20ha		50～100ha	
1～5ha		20～30ha		100～500ha	
5ha～10ha		30～50ha		500ha以上	
				総 数	

- (注) 欄外に資料の出所を記載する。

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
基幹路網			
うち林業専用道			

- (注) 基幹路網は、既設の林道及び林業専用道について計上するとともに、そのうち林業専用道の内訳についても記載する。なお、平成23年度以前に作設された造林作業道等のうち、車両の通行を想定し、継続的な利用が可能なものに限り、林業専用道として計上することができる。

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
森林作業道			

(注) 細部路網は、森林作業道について計上する。なお、平成 23 年度以前に作設された造林作業道等のうち、林業機械の通行を想定し、継続的な利用が可能なものに限る。森林作業道として計上することができる。

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在

(注) 1. 過去の施業履歴等を勘案し、記載するものとする。
2. 森林の所在は林小班等により表示する。

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総 生 産 額 (A)		
内 訳	第 1 次産業	
	うち 林 業 (B)	
	第 2 次産業	
	うち木材・木製品製造業 (C)	
	第 3 次産業	
B + C / A		%

(注) 都道府県別産業別総生産額は、内閣府「県民経済計算年報」に掲載されている。これに準ずる方法により算定される市町村別の数値を記載する。

② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

(年現在)

	事業所数	従事者数(人)	現金給与総額(万円)
全 製 造 業 (A)			
うち木材・木製品製造業 (B)			
B / A	%	%	%

(注) 1. 最近年の工業統計表の「市町村編」による。
2. 製造業には、林業が含まれない。
3. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

(7) 林業関係の就業状況

(年 月 日現在)

区 分	組合・事業者数	就業者数		備 考
		うち	作業員数	
森 林 組 合				(名称：)
生産森林組合				(名称：)
素 材 生 産 業				
製 材 業				
森 林 管 理 署				
...				
...				
合 計				

(8) 林業機械等設置状況

区 分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備 考
集 材 機							
モ ノ ケ ー ブ ル							ジグザグ集材施設
リモコンウインチ							無線操縦による木寄機
自 走 式 搬 器							リモコン操作による巻き上げ搬器
運 材 車							林内作業車
ホイールトラクタ							主として索引式集材用
動 力 枝 打 機							自動木登式
ト ラ ッ ク							主として運材用のトラック
グラップルクレーン							グラップル式のクレーン
計							
(高性能機械)							
フェラーバンチャ							伐倒、木揃用の自走式
スキ ッ ダ							索引式集材車輛
プロセッサ、グラップルソー							枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスター							伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ							積載式集材車輛
タワーヤーダ							タワー付き集材機

(注) 1. 林業機械等の種類は適宜追加する。

2. 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。

(9) 林産物の生産概況

種類	素 材	チップ	苗 木	ナメコ			
生 産 量	kg	m3	千本	kg	kg		
生産額(百万円)							

- (注) 1. 最近1年間の生産について記入する。
 2. その他の品目があれば、欄を設けて記入する。

(10) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢、材積等)	経営管理実施権 設定の有無

- (注) 計画作成(変更)時点の状況について記入する。

(11) その他必要なもの